

二 事業主側

名称 極東ペン先製造所

工場 主 奥畑友次郎

資本金 千九百円

事業 ペン先製造販賣業

企業系統 ナシ

使用労働者 男九女二(計一一名)

三 労働者側

年数参加労働者 男七名

労務関係組合 ナシ

年数参加者中組合加盟者 ナシ

四 労働者生活事情 昭和六年八月十三日

五 労働者生活事情

工場主ハ全従業員ニ對シ事業不振ノ為メ経営困難ノ理由ヲ以

テ各労働者ニ自給的の割合各自平均九十飯ニ値下スル者ノ通
告ヲ為シタルニ對シ十三日従業員等ノ値下取消方ノ要領ヲ為
シタルニ因リ

六 要求事項並交渉状況

(一) 八月一日工場主ヨリ日給四割ノ値下ヲ提示シタルニ對シ十三
日全従業員ノ名ニ於テ賃金値下取消ノ要領ヲ為シタルニ對シ
十三日午前十時工場主ヨリ全従業員ニ對シ値下又ハ従業員ノ
減員何レカノ方法ヲ採ラサレハ工場所領ノ外ナレト回答シタ
ルヲ以テ職工等ハ憤慨シ直チニ罷業ヲ決行マリ

(2) 十四日午前九時職工全部ハ工場主宅ヲ訪問シ工場主方ニ際ニ
於テ全具レ

一 職工側ノ要求ニ職工三名ヲ解雇スルニト

二 職工側従業員ノ経費ノ貸金ニラ使用スルニト

三 三名ノ解雇手當各百円支給セヨ